

一般原則の見直し（事務局案）

第A項 用語の意義

日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）に使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

（1）課業

個々のひとままとまりの業務をいう。

（2）職務

1つの経済単位のために1人の人が遂行する課業のまとまりをいう。

（3）職業

課業の類似性によって特徴付けられる職務のまとまりをいう。

（4）職能

ある職務における課業を遂行する能力をいう。

（5）（1）から（4）までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法（平成19年法律第53号）において使用する用語の例による。

第B項 職業分類の適用単位

職業分類は、1人の人を単位としてその遂行する職務を通じて適用する。

第C項 職業分類の構成及び分類符号

（1）職業分類の構成

職業分類の構成は、大分類、中分類、小分類の3段階の階層とする。ただし、1つの中分類に設ける小分類は9個までとする。

大分類は、分類項目の設定原則に基づき、大分類A管理的職業従事者及び大分類B専門的・技術的職業従事者を国際比較の観点も踏まえ設定し、それ以外の職業を大分類Cから大分類Kに区分し、大分類Lを分類不能の職業として次のとおり設定した。

A 管理的職業従事者	G 農林漁業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	H 生産工程従事者
C 事務従事者	I 輸送・機械運転従事者
D 販売従事者	J 建設・採掘従事者
E サービス職業従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者
F 保安職業従事者	L 分類不能の職業

上記のうち大分類の名称等は仮置きである。

（2）職業分類の分類符号

職業分類の分類符号の表記は次のとおりとする。

ア～イ （略）